

# 令和7年度自動車騒音常時監視結果

## 1. 自動車騒音常時監視について

自動車騒音常時監視は、都道府県及び市等が自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、騒音規制法にその実施が規定されています。

## 2. 名護市における監視対象道路

名護市における監視対象道路は、国道58号、国道449号、国道449号（旧道）及び県道71号線の4路線としています。

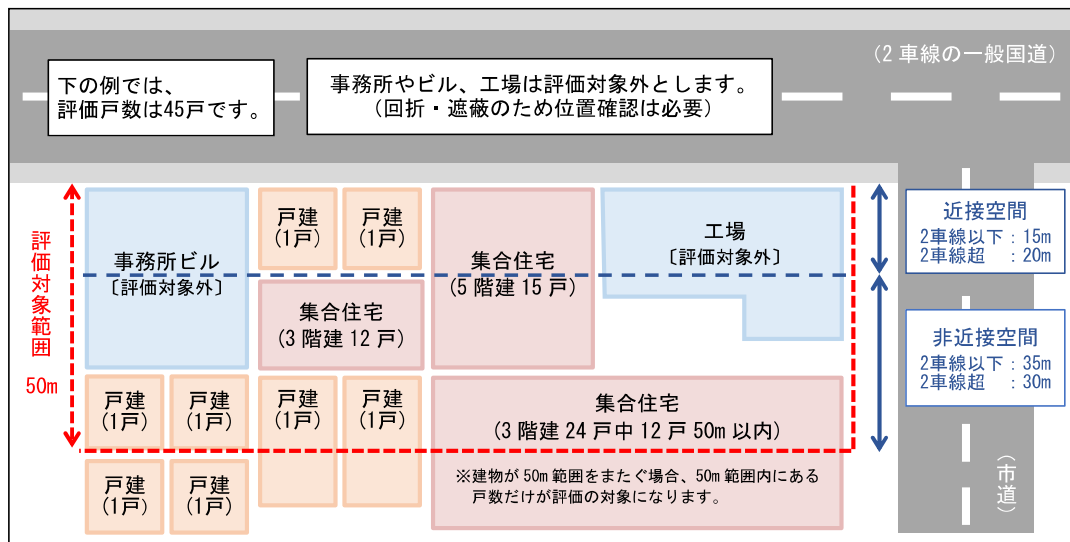
また、令和6年度策定の「名護市自動車騒音常時監視実施計画」において新規の実施を検討するとした5路線（国道329号、県道72号線、県道84号線、県道91号線及び県道18号線。以下、「新規検討路線」という。）については、予備的に面的評価を行っています。



面的評価実施路線及び観測（騒音測定）実施地点位置図

### 3. 面的評価について

面的評価は、幹線道路（高速道路、国道、県道及び4車線以上の市道など）に面した地域（道路端から50mの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法の事です。

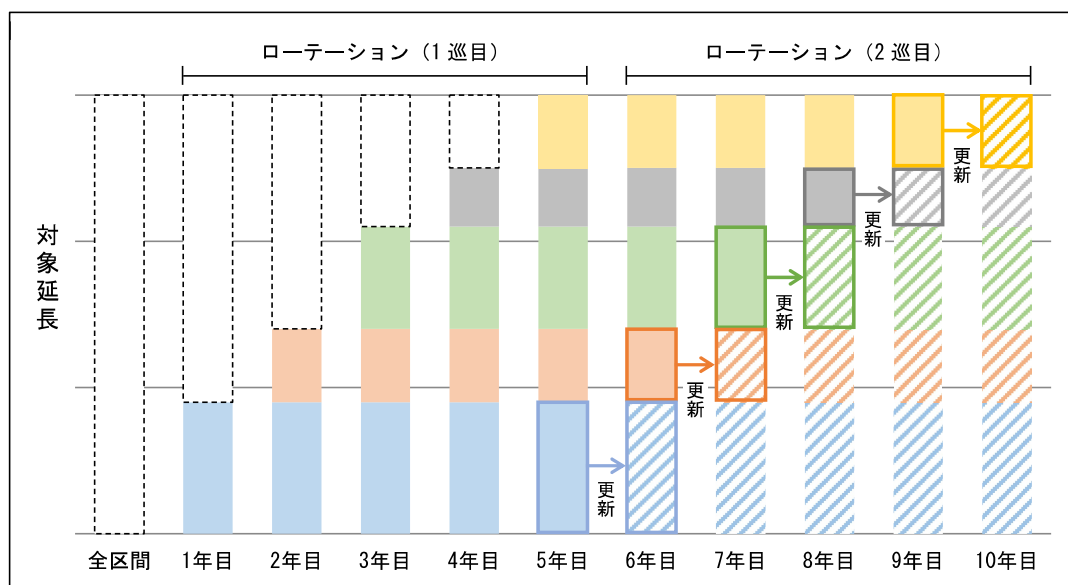


面的評価対象概念図

### 4. ローターションについて

自動車騒音常時監視のローテーションは、原則5年以内の頻度で組むものとされており、過年度で報告された評価結果については最低限の照査を行い、交通情勢や騒音状況に大きな変化がないと確認できれば当該年度の評価結果に組み入れる事ができます。

なおローテーションが一巡した後は、評価した区間及び道路の構造や土地利用状況、交通情勢、騒音状況等に変化が生じた区間について、順次更新していくものとされています。



面的評価のローテーションの概念図

## 5. 令和7年度自動車騒音常時監視結果

名護市における令和7年度の自動車騒音常時監視結果を以下に示します。

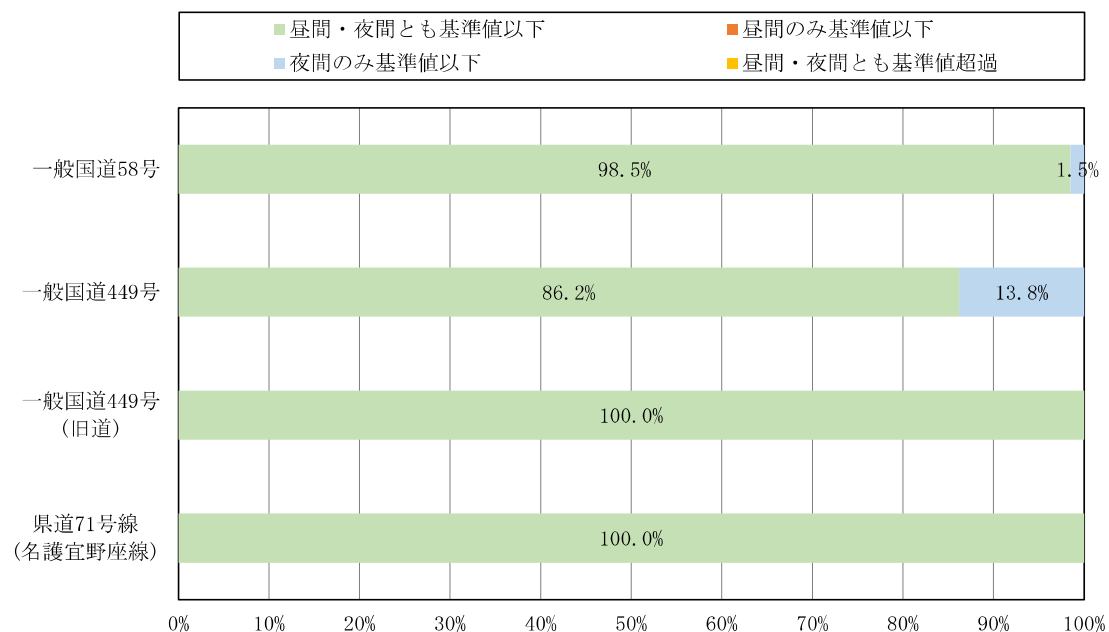
環境基準達成率は、監視対象路線のうち一般国道58号(98.5%)及び一般国道449号(86.2%)の2路線が100%を下回る結果となっています。

また、新規検討路線について予備的に面的評価を行った結果、5路線ともに評価対象住居等の全住居(100%)が昼間・夜間ともに基準値以下と評価されています。

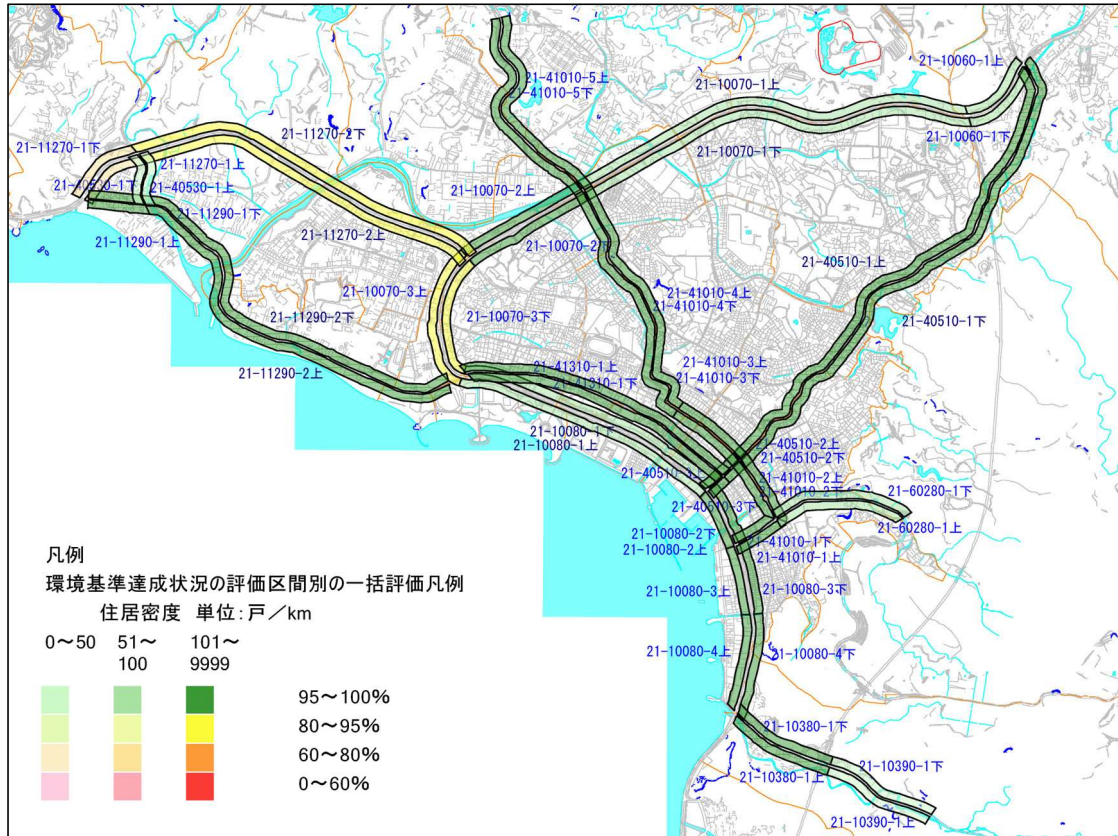
### 名護市における自動車騒音常時監視 環境基準達成状況

路線名	評価区間延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
一般国道58号	7.7	1,306	1,286 (98.5%)	0 (0%)	20 (1.5%)	0 (0%)
一般国道449号	2.7	449	387 (86.2%)	0 (0%)	62 (13.8%)	0 (0%)
一般国道449号(旧道)	2.7	311	311 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
県道71号線(名護宜野座線)	3.4	903	903 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
名護市(合計)	16.5	2,969	2,887 (97.2%)	0 (0%)	82 (2.8%)	0 (0%)

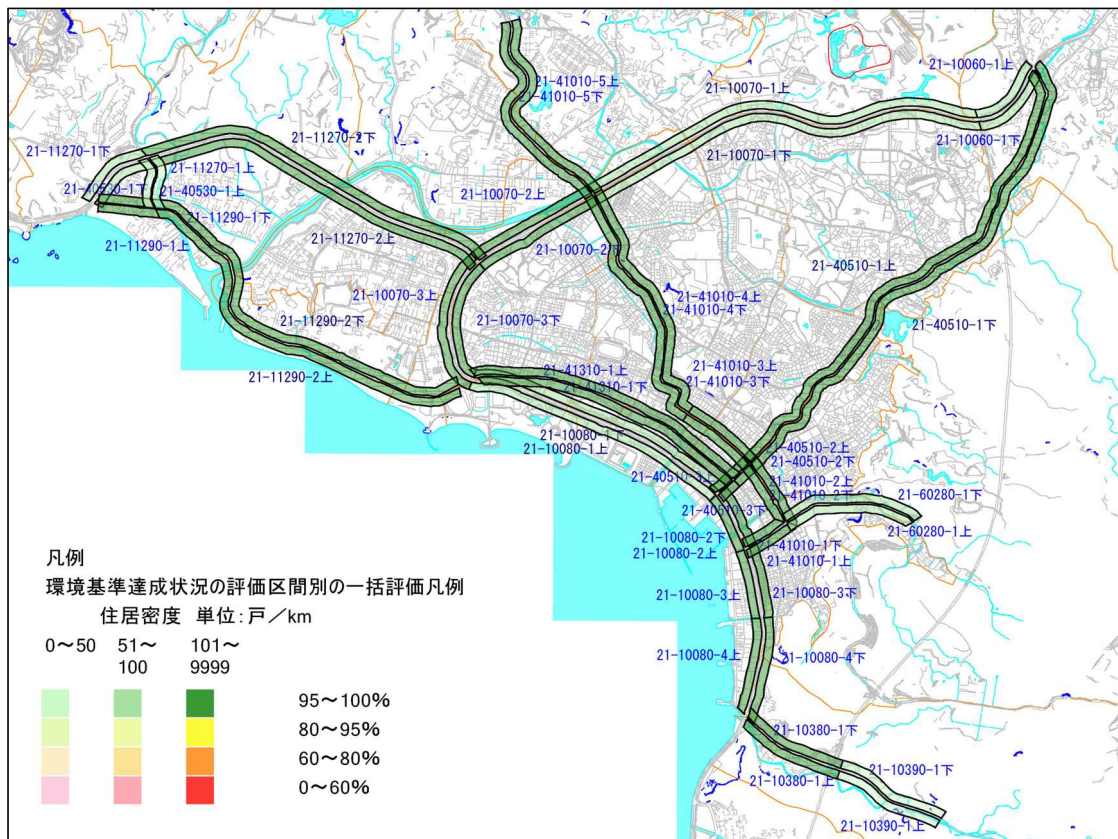
※上表や下記グラフに示していないが、新規検討路線の一般国道329号、県道72号線、県道84号線、県道91号線及び県道18号線についても予備的に面的評価を実施している。



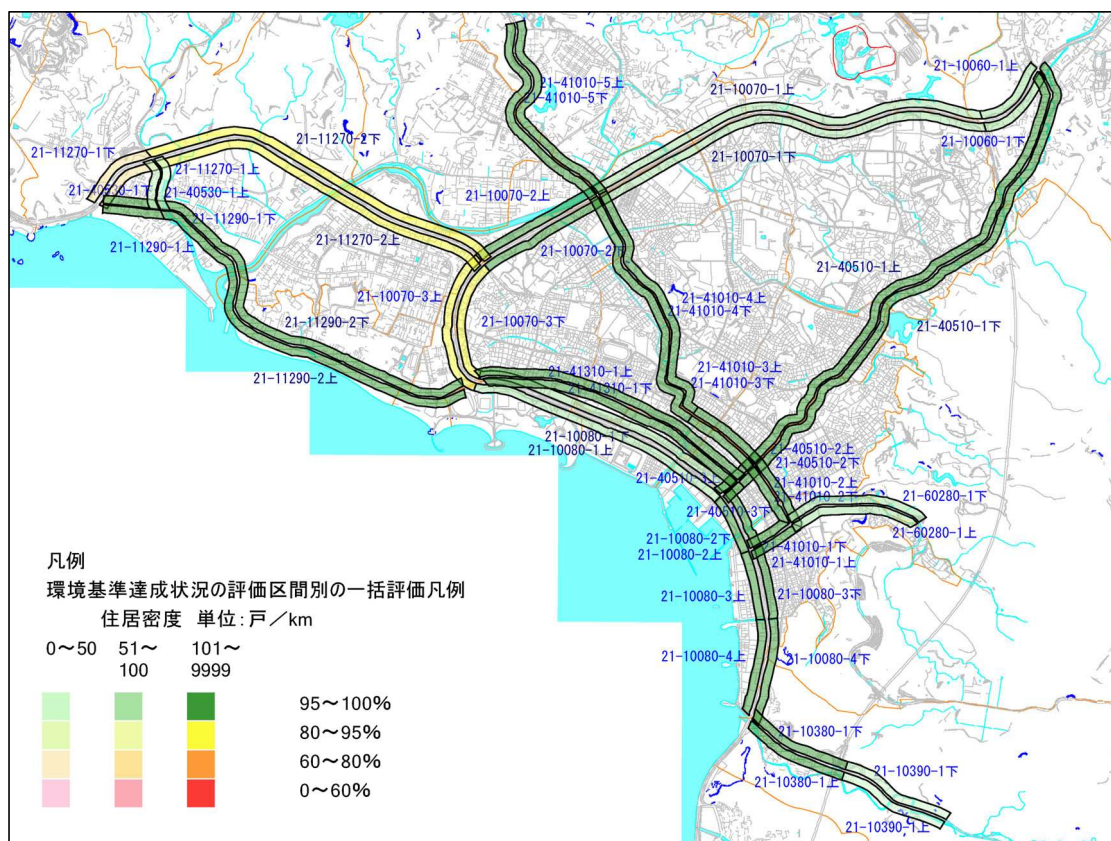
### 令和7年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況



令和7年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（昼間）



令和7年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（夜間）



令和7年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（昼夜）